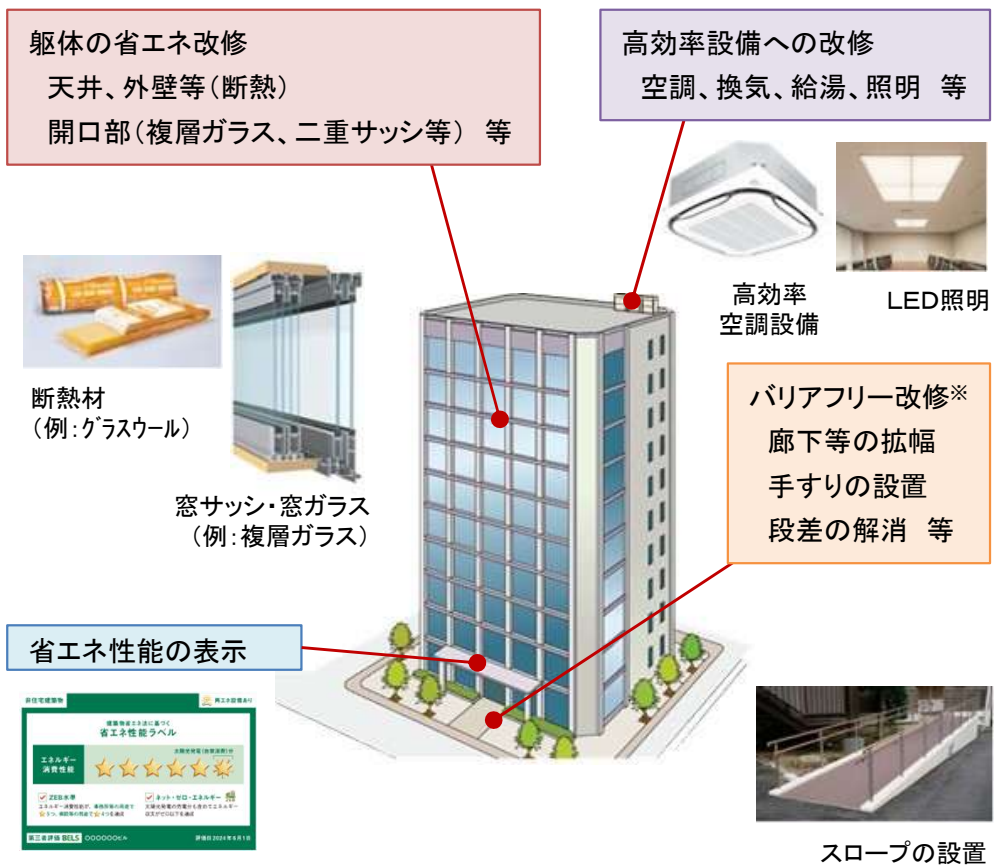


2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修や脱炭素化を促進するため、ライフサイクルカーボン評価(LCCO2評価)を実施する省エネ改修工事(躯体の省エネ改修、高効率設備への改修)への支援を行う。

【イメージ】



※省エネ改修工事に併せて実施するもの

【補助額等】

- <補助対象> 省エネ改修工事・併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測 に要する費用
- <補助率> 補助対象工事の1/3
- <限度額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)
※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として2,500万円を上記補助限度額に加算可能
- <事業期間> 採択年度を含め原則2年以内

【事業の要件】

※下線部は見直し事項

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ① 躯体(壁・天井等)の省エネ改修を伴うものであること
(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修を伴うこと)
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ② 改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ・ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上
 - ・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③ 改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④ 改修後に耐震性を有すること
- ⑤ 省エネ性能を表示すること
- ⑥ 事例集への情報提供に協力すること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の改修の場合、LCCO2評価を実施すること(評価結果は国に報告)等